

〔備考〕

- 1 「International Application No.」の項には、既に特許庁から国際出願番号の通知を受けている場合には、その番号を「PCT/JPOOOO/OOOOOO」のように記載し、国際出願番号の通知を受けていない場合には、受理官庁の名称を「RO/JP」のように記載する。
- 2 記載すべき出願人のすべてを該当する欄に記載しきれないときは、「Further applicants are indicated on a continuation sheet」の前の 内にレ印を付し、続葉を用いて記載する。
- 3 「AGENT OR COMMON REPRESENTATIVE ; OR ADDRESS FOR CORRESPONDENCE」の欄には、出願人自身が国際予備審査請求を行う場合及び通知のあて名を定めない場合には、記載は不要であるが、国際予備審査請求をすべての出願人の代理人又は代表者により行う場合には、その者の氏名若しくは名称及びあて名を記載するとともに、該当する 内にレ印を付す。国際予備審査に係る報告書等の通知先を新たに設けた場合には、そのあて名を記載するとともに、「Address for correspondence」の前の 内にレ印を付す。
- 4 「BASIS FOR INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION」の欄には、次により記載する。

- イ 「Statement concerning amendments」の項は、国際予備審査における補正の扱いについて、出願人の希望を記載するものであり、該当する 内にレ印を付す。
  - ロ 国際予備審査を行うための言語については、受理官庁が認める言語のうち国際出願に使用した言語を「English」のように記載するとともに、該当する 内にレ印を付す。
- 5 その他は、様式第1の備考1、2、4、5、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考2、4、5及び7、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第7の備考14、15、17及び18並びに様式第7の2の備考4と同様とする。

様式第111の備考3、様式第111の2の備考3、様式第113の備考及び様式第113の1の備考2中「備考13」を「備考14」に改める。

様式第116の1中「OBVIOUS ERROR」を「OBVIOUS MISTAKE」に改める。

様式第116の3の備考4、様式第116の4の備考3、様式第119の備考及び様式第119の1の備考中「備考13」を「備考14」に改める。

(特許法施行規則の一部改正)

第二十条 特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第10号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の二の次に次の二条を加える。

(国際出願日の特例)

- 第三十八条の二の二 特許庁長官は、特許協力条約に基づく規則(以下「規則」といふ。)20.3(b)(ii)及び20.6(b)の規定により国際出願日が認められた国際特許出願について、その国際特許出願の出願人に対し、その国際特許出願の国際出願日を規則20.3(b)(i)、20.5(b)又は20.5(c)のいずれかの規定により認定された国際出願日とする旨の通知をしなければならない。
- 2 国際特許出願の出願人は、特許庁長官が前項の規定による通知に際して指定する期間内に限り、意見書を提出することができる。
  - 3 前項の意見書は、様式第五十一の二により作成しなければならない。
  - 4 国際特許出願の出願人は、第二項の期間内に限り、第一項の規定による国際特許出願のうち規則20.5(c)の規定によりその国際特許出願に含まれることとなった明細書、請求の範囲又は図面に ついて、それらから当該国際特許出願に含まれないものとする旨の請求をすることができる。
  - 5 前項の請求は、様式第五十一の三により作成しなければならない。

- 6 特許庁長官は、第四項の請求があつたときは、当該請求に係る明細書、請求の範囲又は図面は、国際特許出願に含まれないものとし、第一項の規定による通知にかかわらず、その国際特許出願の国際出願日を規則20.3(b)(i)、20.5(b)又は20.5(c)のいずれかの規定により認定された国際出願日としなければならない。(明らかな誤りの訂正)

第三十八条の二の三 特許庁長官は、規則91.3(f)の規定により規則91.1に基づき訂正を認めない場合に出願人に対し、相応の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の意見書は、様式第五十一の二により作成しなければならない。  
第三十八条の十三の二中「十九日七十年六月十九日ロンドン」で作成された特許協力条約に基づく規則」を「規則」に改める。

様式第五十一の次に次の二様式を加える。  
様式第52の2(第38条の2の2及び第38条の2の3関係)

	意見書
特許庁長官 殿	
1 国際出願の表示	
2 出願人(代表者)	
氏名(名称)	④
あて名	
国籍	
住所	
3 代理人	
氏名	④
あて名	
4 通知の日付	
5 意見の内容	
6 添付書類の目録	
〔備考〕	

様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4並びに様式第15の2の備考2と同様とする。

様式第52の3(第38条の2の2関係)

特許協力条約に基づく規則82の3.1による請求書

	請求書
特許庁長官 殿	
1 国際出願の表示	
2 出願人(代表者)	
氏名(名称)	④
あて名	
国籍	
住所	
3 代理人	
氏名	④
あて名	
4 請求の内容	
〔備考〕	

- 1 「請求の内容」の欄には、請求に係る書類名及びその提出日を記載する。
- 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4並びに様式第15の2の備考2と同様とする。